

## 告 示

### 埼玉県告示第七百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さいた会人権センター

三 代表者の氏名

由 利 隆

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市西区大字高木千八百六番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、多様な生き方を背負う人に対し、一人ひとりを大切にすることを構築することを基本として、生き方の不平等を最小限にとどめることに、寄与することを目的とする。